

## 岡山市へ転入される方へ（手続きのご案内）



ようこそ☆  
岡山市へ

- 転入される時の手続きをお知らせしています。必要な方は窓口で手続きをしてください。
- 手続きの際には、ご本人確認をさせていただきます。  
運転免許証や保険証など、お名前の確認できるものをお持ちください。  
また、印判（認印）が必要な手続きもあります。念のためにお持ちください。

令和2年5月25日現在

※ ここにご紹介した手続きは主なものです。  
その他の手続きは窓口でおたずねください。

岡山市のイメージキャラクター「ミッコロ・ハッコロ」

手続きの種類	説明	受付窓口
転入届（住民異動届）	前の市区町村の転出証明書、または特例の転出届をされた方はマイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードを持って、手続きをしてください。また、外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）をあわせてお持ちください。	◎ ○ △
マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）	前の市区町村で交付されたマイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードは、転入の手続きをした日から90日以内に継続利用の手続きをしてください。 ※「通知カード」は令和2年5月25日をもって廃止となりましたので、券面記載事項の変更手続きは行えません。	◎ ○ △
印鑑登録	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。	◎ ○ △
国民健康保険	新たに加入手続きをしてください（社会保険等に加入している方は手続き不要です）。 また、保険料の支払いは原則口座振替となります（年金天引き除く）ので手続き（金融機関届出印要）をしてください。	◎ ○ △
国民年金	厚生年金から国民年金へ変更される方は、前の勤務先の資格喪失証明書等を持参のうえ、加入手続きをしてください。	◎ ○ △
後期高齢者医療	県外から転入された方は、前の市区町村の負担区分等証明書を持って、手続きをしてください。 また、保険料の支払いについて口座振替の手続き（金融機関届出印要）をしてください。	◎ ○ □
介護保険	介護認定を受けている方及び介護認定申請中の方は手続きをしてください。 また、保険料の支払いについて口座振替の手続き（金融機関届出印要）をしてください。	◎ ○ △
小中学校の児童・生徒	転入届後に、転入学通知書をお渡しします。転入学通知書と前の学校の在学証明書、教科書給与証明書を持って、新しい学校へ行ってください。	◎ ○ △
児童手当	前住所地の転出予定日の翌日から数えて15日以内に請求手続きを行ってください。	◎ ○
ももっこカード（子育て家庭応援カード）	妊婦の方及び小学6年生までのお子様を持つ家庭が対象です。必要な方は、お子様の健康保険証（妊婦の方は親子手帳）を持って、申請してください。	◎ ○
乳幼児医療費受給資格証	小学校就学前のお子様の健康保険証と印判を持って、手続きをしてください。	◎ ○ □
子ども医療費受給資格証	小・中学生のお子様の健康保険証と印判を持って、手続きをしてください。（なお、中学生は入院のみが対象です。）	◎ ○ □
ひとり親家庭等医療費受給資格証	新たに申請が必要です。	◎ ○ □
心身障害者医療費受給資格証	新たに申請が必要です。	◎ ○ □
児童扶養手当	受給中の方は、転入後、前の市区町村の証書等を持って、手続きをしてください。	◎ ○ □
予防接種手帳	小学1年生～13歳未満のお子様には児童・生徒用予防接種手帳をお渡しします。小学校就学前のお子様には、転入手続き後に乳幼児用予防接種手帳が郵送されます。急ぐ方は保健所保健課にご連絡ください。	◎ ○
妊婦一般健康診査受診票	前の市区町村の受診票を岡山市のものとの交換してください。産前産後相談ステーション・保健センターで交付できます。	保健所：保健センター
産婦一般健康診査受診票	産後8週までの方が対象です。前の市区町村の受診票がある場合は岡山市のものとの交換してください。	◎ ○ △ 保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
乳児一般健康診査受診票	1歳に到達する月の月末までのお子様を対象です。前の市区町村の受診票を岡山市のものとの交換してください。	◎ ○ △ 保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
7・8か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 三歳児健康診査	個別に案内を送付します。6か月、1歳6か月、3歳6か月になる月の月末までに届かない場合は、保健所健康づくり課にご連絡ください。	保健所：健康づくり課
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	必要な方は登録の手続きをしてください。	○ 区：市税事務所
一般廃棄物（可燃性のごみ及び不燃性のごみ）処理手数料免除申請	「2歳未満の乳幼児のいる人」「身体障害者手帳1級または2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が在宅の方」「障害者で紙おむつの支給を受けている人」「介護保険要介護4以上または要介護3で紙おむつを使用している在宅の人」「低所得世帯」「生活保護世帯」が対象です。なお、受付窓口がそれぞれ異なりますので、窓口でおたずねください。	◎ ○ △ □ 「2歳未満の乳幼児のいる人」 区：環境事業課各区ごみ対策班（北区・中区・南区）／総務・地域振興課（北区・東区）／市民保険年金課（中区・南区） 市：環境事業課他 ※その他は窓口でおたずねください。
し尿収集	必要な方は、申請してください。ただし御津、建部支管内の方は業者へ直接連絡してください。 なお、業者がわからない場合は環境事業課へお問い合わせください。	◎ ○ 区：環境事業課各区ごみ対策班（北区・中区・南区）／総務・地域振興課（東区） 市：環境事業課

※1 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳などの手続きは、福祉事務所または支所へ。

※2 これ以外にも各人によって必要な手続きがあります。詳細については、それぞれの担当部署へお問い合わせください。市役所代表電話：086-803-1000